

行政手続のオンライン化の推進に向けた検討部会の設置について

1. 目的

マイナンバーカード交付円滑化計画に基づき交付を推進してきたマイナンバーカード等を活用し、行政手続のオンライン化の更なる推進のため、推進にあたって関係する課所からなる検討部会を設置する。

2. これまでの経緯

令和3年2月17日に開催されたDX本部第1回会議において、現在導入している和光市LINE公式アカウントにマイナンバーカードの読み込み機能を追加することで、これまでは厳格な本人確認の必要性があるためにオンライン申請を行うことが難しかった住民票などの証明書発行に関するオンライン申請を行う方向性について了承されたところである。

その後、令和3年4月30日に「政府機関・地方公共団体等における業務でのLINE利用状況調査を踏まえた今後のLINEサービス等の利用の際の考え方（ガイドライン）」が国から発出されたため、このガイドラインとの適合性の確認などの観点から導入時期に遅れが生じていた。

改めて事業者から、令和3年10月の導入開始を目途に、国のガイドラインに適合したサービス提供が可能であるとの報告を受けた。

3. 部会で検討すること

- (1) オンライン申請の推進に向けた検討
- (2) 情報セキュリティなどの観点からの課題検証
- (3) 業務フローへの影響などの課題検証

4. 部会の構成

政策課を事務局とし、情報セキュリティやオンライン申請の全般的な推進の観点から情報推進課、住民からの証明書の申請として主要な手続きである住民票の発行と課税証明書の発行を先行事業として検討するため戸籍住民課及び課税課、証明書の発行に伴う手数料の収納処理の観点から会計課を当面の部会の構成課所とする。部会に参加する職員は、各課所の任意とする。

なお、部会での検討の進捗に伴い、追加で部会に参加を要する課所又は関連する検討が完了したため部会への参加が不要となった課所などの構成員の変更については適宜行うこととする。